

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>用語の意義 (省 略)</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 通則 (省 略)</p> <p>第 2 章 適用要件</p> <p>法第 4 条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係</p> <p>4-1 ~ 4-23 (省 略)</p> <p><u>4-23の 2 国税関係書類の受領をする者がスキャナで読み取る場合のタイムスタンプの意義</u></p> <p><u>4-23の 3 事務処理体制に応じたタイムスタンプの取扱い</u></p> <p><u>4-34の 2 電磁的記録の記録事項の確認の意義</u></p> <p>4-35 ~ 4-39 (省 略)</p> <p>法第 5 条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))関係 (省 略)</p> <p>第 3 章 ~ 第 4 章 (省 略)</p>	<p>用語の意義 (同 左)</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 通則 (同 左)</p> <p>第 2 章 適用要件</p> <p>法第 4 条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係</p> <p>4-1 ~ 4-23 (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>4-35 ~ 4-39 (同 左)</p> <p>法第 5 条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))関係 (同 左)</p> <p>第 3 章 ~ 第 4 章 (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>第1章 通則 (省 略)</p> <p>第2章 適用要件</p> <p>法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 4-1~4-23 (省 略)</p> <p><u>(国税関係書類の受領をする者がスキャナで読み取る場合のタイムスタンプの意義)</u></p> <p><u>4-23の2 規則第3条第5項第2号ロ括弧書に規定する「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」とは、受領者等が国税関係書類をスキャナで読み取り、当該国税関係書類に係る電磁的記録にタイムスタンプを付すまでを行うことにより、受領等から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられていない場合をいう。</u></p> <p><u>したがって、例えば、受領者等が国税関係書類をスキャナで読み取った後、その国税関係書類全てについて、受領者等以外の者が当該国税関係書類の書面に記載された事項と当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とを比較し、同等であることを確認した上でタイムスタンプを付すことにより、受領等から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられている場合は、規則第3条第5項第2号ロ括弧書に規定する「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」に含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 規則第3条第5項第2号ハ括弧書に規定する「国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合」とは、受領等から入力までの各事務について、相互にけんせいが機能する事務処理体制がとられているか否かに関わらず、受領者等がスキャナで読み取った場合をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(事務処理体制に応じたタイムスタンプの取扱い)</u></p>	<p>第1章 通則 (同 左)</p> <p>第2章 適用要件</p> <p>法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 4-1~4-23 (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>4-23の3</u> 規則第3条第5項第2号口の規定の適用に当たり、受領者等が国税関係書類をスキャナで読み取った後、その国税関係書類全てについて、受領者等以外の者が当該国税関係書類の書面に記載された事項と当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とを比較し、同等であることを確認することにより相互にけんせいが機能する体制がとられている場合には、受領者等以外の者が同等確認した上でタイムスタンプを付すこととして差し支えないものとする。</p> <p>4-24 ~ 4-34 (省略)</p> <p><u>(電磁的記録の記録事項の確認の意義)</u></p> <p><u>4-34の2</u> 規則第3条第5項第4号イ括弧書に規定する「当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認を行う事務」とは、国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項を確認し、必要に応じて当該国税関係書類の原本確認を行うことをいうのであるから留意する。</p> <p>4-35 ~ 4-39 (省略)</p> <p>法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) 関係 (省略)</p> <p>第3章 ~ 第4章 (省略)</p>	<p>4-24 ~ 4-34 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-35 ~ 4-39 (同左)</p> <p>法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) 関係 (同左)</p> <p>第3章 ~ 第4章 (同左)</p>